

附則

第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

(施行期日)

第二条 この省令による改正後の特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（以下「新省令」という。）第三条第一項本文の規定による許可を受けようとする者は、この省令の施行前においても、新省令第三

五条の規定の例により、許可の申請をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の申請があった場合には、この省令の施行前においても、新省令第三条、第四条、第六条、第七条、第十条及び十二条の二の規定の例により、許可をすることができる。

(経過措置)

第三条 この省令の施行前にかじき等流し網漁業について漁業法第六十七条第一項の規定に基づく海区漁業調整委員会の指示に定めるところにより海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、平成三十年三月三十一日までの間は、かじき等流し網漁業について同法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく都道府県規則の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして、新省令第三条第一項の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

第二条 法第三条第二項第四号の農林水産省令で定める漁業は、次のとおりとする。

一 (略)

二 かじき等流し網漁業（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号。以下「特定大臣許可省令」という。）第一条第一項第三号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）（特定大臣許可省令第三条第一項本文の許可を要するものを除く。）

三 (略)

(採捕の数量等に係る農林水産大臣に対する報告事項)

第十一条 法第十七条第一項の農林水産省令で定める指定漁業等を営む者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。

一 七 (略)

八 東シナ海等かじき等流し網漁業（特定大臣許可省令第一条第二号に掲げる漁業をいう。）

九・十 (略)

第二条 法第三条第二項第四号の農林水産省令で定める漁業は、次のとおりとする。

一 (略)

二 かじき等流し網漁業（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号。以下「特定大臣許可省令」という。）第一条第一項第三号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

三 (略)

(採捕の数量等に係る農林水産大臣に対する報告事項)

第十一条 法第十七条第一項の農林水産省令で定める指定漁業等を営む者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。

一 七 (略)

八 東シナ海等かじき等流し網漁業（特定大臣許可省令第一条第二号に掲げる漁業をいう。）

九・十 (略)

規

則

○国家公安委員会規則第九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四条第四項、第二十条第二項、第三項及び第十一項、第二十四条第三項並びに第四十七条の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年九月四日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号。以下「施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	
（著しく射幸心をそるおそれのある遊技機の基準） 第八條 法第四條第四項の国家公安委員会規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる遊技機の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。	
遊技機の種類 ぱちんこ遊技機	著しく射幸心をそるおそれのある遊技機の基準 「一・二 略」 三 一時間にわたり遊技球を連続して発射させた場合において獲得することができる遊技球の数が発射させた遊技球の数の二・二倍を超えることがあるか、又はその三分の一を下回ることがある性能を有する遊技機であること、その他短時間に著しく多くの遊技球を獲得することができる性能を有する遊技機であること。 四 四時間にわたり遊技球を連続して発射させた場合において獲得することができる遊技球の数が発射させた遊技球の数の一・五倍を超えることがあるか、又はその五分の二を下回ることがある性能を有する遊技機であること。 五 十時間にわたり遊技球を連続して発射させた場合において獲得することができる遊技球の数が発射させた遊技球の数の三分の四を超えることがあるか、又はその二分の一を下回ることがある性能を有する遊技機であること。 六 役物を連続して作動させるための特別の装置（以下「役物連続作動装置」という。）が設けられている遊技機にあつては、役物が連続して作動する回数が十回を超える性能を有するものその他当該役物連続作動装置の作動により著しく多くの遊技球を獲得することができる性能を有するものであること。 七 略 八 略 九 略 十 略 十一 略 十二 略
回胴式遊技機	「一・二 略」 三 四百回にわたり遊技を連続して行つた場合において獲得することができる遊技メダル等の数が使用した遊技メダル等の数の二・二倍を超えることがあるか、又はその三分の一を下回ることがある性能を有する遊技機であること、その他短時間に著しく多くの遊技メダル等を獲得することができる性能を有する遊技機であること。 四 千六百回にわたり遊技を連続して行つた場合において獲得することができる遊技メダル等の数が使用した遊技メダル等の数の一・五倍を超えることがあるか、又はその五分の二を下回ることがある性能を有する遊技機であること。

改 正 前	
（著しく射幸心をそるおそれのある遊技機の基準） 第八條 「同上」	
遊技機の種類 ぱちんこ遊技機	著しく射幸心をそるおそれのある遊技機の基準 「一・二 同上」 三 一時間にわたり遊技球を連続して発射させた場合において獲得することができる遊技球の数が発射させた遊技球の数の二倍を超えることがある性能を有する遊技機であること、その他短時間に著しく多くの遊技球を獲得することができる性能を有する遊技機であること。 「号を加える。」 四 十時間にわたり遊技球を連続して発射させた場合において獲得することができる遊技球の数が発射させた遊技球の数の二倍を超えることがあるか、又はその二分の一を下回ることがある性能を有する遊技機であること。 五 略 六 同上 七 同上 八 役物を連続して作動させるための特別の装置（以下「役物連続作動装置」という。）が設けられている遊技機にあつては、役物が連続して作動する回数が十六回を超える性能を有するものその他当該役物連続作動装置の作動により著しく多くの遊技球を獲得することができる性能を有するものであること。 九 同上 十 同上 十一 同上
回胴式遊技機	「一・二 同上」 三 四百回にわたり遊技を連続して行つた場合において獲得することができる遊技メダル等の数が使用した遊技メダル等の数の三倍を超えることができる性能を有する遊技機であること、その他短時間に著しく多くの遊技メダル等を獲得することができる性能を有する遊技機であること。 「号を加える。」

略	アレンジボー ル遊技機 三 一時間にわたり遊技を連続して行つた場合において獲得することができる遊技球等の数が使用した遊技球等の数の二・二倍を超えることがあるか、又はその三分の一を下回ることがある性能を有する遊技機であること、その他短時間に著しく多くの遊技球等を獲得することができる性能を有する遊技機であること。 四 四時間にわたり遊技を連続して行つた場合において獲得することができる遊技球等の数が使用した遊技球等の数の一・五倍を超えることがあるか、又はその五分の二を下回ることがある性能を有する遊技機であること。 五 十時間にわたり遊技を連続して行つた場合において獲得することができる遊技球等の数が使用した遊技球等の数の三分の四を超えることがあるか、又はその二分の一を下回ることがある性能を有する遊技機であること。 六 略 七 略 八 略 九 略	五 六千回にわたり遊技を連続して行つた場合において獲得することができる遊技メダル等の数が使用した遊技メダル等の数の一・二六倍を超えることがあるか、又はその二分の一を下回ることがある性能を有する遊技機であること。 六 一万七千五百回にわたり遊技を連続して行つた場合において獲得することができる遊技メダル等の数が使用した遊技メダル等の数の一・一五倍を超えることがあるか、又はその五分の三を下回ることがある性能を有する遊技機であること。 七 略 八 略 九 役物連続作動装置が設けられている遊技機にあつては、一回の役物連続作動装置の作動により獲得することができる遊技メダル等の数が遊技メダルにあつては三百枚を、遊技球にあつては千五百個を、それぞれ超えることとある性能を有するものであること。 十 略 十一 略 十二 略 十三 略
同上	アレンジボー ル遊技機 三 一時間にわたり遊技を連続して行つた場合において獲得することができる遊技球等の数が使用した遊技球等の数の三倍を超えることがある性能を有する遊技機であること、その他短時間に著しく多くの遊技球等を獲得することができる性能を有する遊技機であること。 四 十時間にわたり遊技を連続して行つた場合において獲得することができる遊技球等の数が使用した遊技球等の数の二倍を超えることがあるか、又はその二分の一を下回ることがある性能を有する遊技機であること。 五 同上 六 同上 七 同上 八 同上	四 六千回にわたり遊技を連続して行つた場合において獲得することができる遊技メダル等の数が使用した遊技メダル等の数の一・五倍を超えることとある性能を有する遊技機であること。 五 一万七千五百回にわたり遊技を連続して行つた場合において獲得することができる遊技メダル等の数が使用した遊技メダル等の数の一・二倍を超えることがあるか、又はその二十分の十一を下回ることがある性能を有する遊技機であること。 六 同上 七 同上 八 役物連続作動装置が設けられている遊技機にあつては、一回の役物連続作動装置の作動により獲得することができる遊技メダル等の数が遊技メダルにあつては四百八十枚を、遊技球にあつては二千四百個を、それぞれ超えることとある性能を有するものであること。 九 同上 十 同上 十一 同上 十二 同上

2 [略]	改	正	後	(管理者の業務) 第三十八條 法第二十四條第三項の国家公安委員会規則で定める業務は、次のとおりとする。 「一」 ぱちんこ屋及び合第八條に規定する營業にあつては、客がする遊技が過度にわたることがないようにするため、客に対する情報の提供その他必要な措置を講ずること。 「二」 [略] (特定遊興飲食店營業に係る營業所の管理者の選任等) 第九十七條 [略] 2 第三十八條(第三号及び第十一号を除く。)の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四條第三項の国家公安委員会規則で定める業務について準用する。この場合において、第三十八條第二号中「第七條」とあるのは「第七十五條」と、同條第六号中「法第十三條第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する條例で定めるときまでの時間」とあるのは「深夜」と、同條第七号中「法第二十二條第一項第五号又は同條第二項の規定に基づく都道府県の條例」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十二條第一項第五号」と、同條第九号中「接待飲食等營業にあつては、法第三十六條の二第一項」とあるのは「法第三十六條の二第一項」と読み替えるものとする。 3 第三十九條(第四項を除く。)及び第四十條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四條第六項の規定による管理者に対する講習について準用する。この場合において、第三十九條第二項中「法第十條の二第一項の認定を受けた風俗營業者」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第十條の二第一項の認定を受けた特定遊興飲食店營業者」と、「法第二十六條第一項の規定により当該風俗營業」とあるのは「法第三十一条の二十五第一項の規定により当該特定遊興飲食店營業」と、同條第三項の表定期講習の項中「法第二十四條第三項及び第三十八條」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十四條第三項及び第九十七條第二項において準用する第三十八條(第三号及び第十一号を除く。）」と、第四十條第一項中「別記様式第十六号」とあるのは「別記様式第四十六号」と読み替えるものとする。 備考 表中の「」の記載は注記である。
		改	正	前

2 [同上]	改	正	前	(管理者の業務) 第三十八條 [同上] 「一」 同上 「二」 同上 「三」 [略] 「四」 [同上] (特定遊興飲食店營業に係る營業所の管理者の選任等) 第九十七條 [同上] 2 第三十八條(第三号を除く。)の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四條第三項の国家公安委員会規則で定める業務について準用する。この場合において、第三十八條第二号中「第七條」とあるのは「第七十五條」と、同條第六号中「法第十三條第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する條例で定めるときまでの時間」とあるのは「深夜」と、同條第七号中「法第二十二條第一項第五号又は同條第二項の規定に基づく都道府県の條例」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十二條第一項第五号」と、同條第九号中「接待飲食等營業にあつては、法第三十六條の二第一項」とあるのは「法第三十六條の二第一項」と読み替えるものとする。 3 第三十九條(第四項を除く。)及び第四十條の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四條第六項の規定による管理者に対する講習について準用する。この場合において、第三十九條第二項中「法第十條の二第一項の認定を受けた風俗營業者」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第十條の二第一項の認定を受けた特定遊興飲食店營業者」と、「法第二十六條第一項の規定により当該風俗營業」とあるのは「法第三十一条の二十五第一項の規定により当該特定遊興飲食店營業」と、同條第三項の表定期講習の項中「法第二十四條第三項及び第三十八條」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十四條第三項及び第九十七條第二項において準用する第三十八條(第三号を除く。）」と、第四十條第一項中「別記様式第十六号」とあるのは「別記様式第四十六号」と読み替えるものとする。
		改	正	前

(その 2)	
ガラス板等	遊技板との距離 mm
透過性	
材質	
受け皿	構造
	材質
遊技盤の枠	高さ mm
	幅 mm
	奥行 mm
	構造
	材質
遊技球数表示装置	構造
	動作原理
発射装置	種類
	構造
	動作原理
	電機種類
	回転速度
機	製造者名
	1 分間の発射遊技球数
賞球払出装置 (注 1)	構造
	動作原理
設定の数	
遊技球の獲得に係る遊技機の性能	設定ごとの 10 時間出玉率 (注 2)
	設定ごとの 4 時間出玉率 (注 3)
	設定ごとの 1 時間出玉率 (注 4)
	設定ごとの役物比率 (注 5)
	設定ごとの連続役物比率 (注 6)
(注 1) 「賞球払出装置」とは、入賞により獲得する遊技球を受け皿に払い出すための装置をいう。	
(注 2) 「10 時間出玉率」とは、10 時間に発射させた遊技球の総数のうち獲得する遊技球の総数の割合をいう。	
(注 3) 「4 時間出玉率」とは、4 時間に発射させた遊技球の総数のうち獲得する遊技球の総数の割合をいう。	
(注 4) 「1 時間出玉率」とは、1 時間に発射させた遊技球の総数のうち獲得する遊技球の総数の割合をいう。	
(注 5) 「役物比率」とは、10 時間に発射させた遊技球により獲得する遊技球の数のうち役物の作動によるものの割合をいう。	
(注 6) 「連続役物比率」とは、10 時間に発射させた遊技球により獲得する遊技球の数のうち役物が連続して作動する場合における当該役物の作動によるものの割合をいう。	

別記様式第 2 号 (第 1 条、第 7 条関係)	
(その 1) 諸元表 (ばちんこ遊技機)	
型式名	
製造業者又は輸入業者名	
使用条件	温度 °C
	湿度 %
	電源 種別
	定格電圧 V
	定格周波数 Hz
遊技機の設置条件	
その他の使用条件	
遊技球	質量 g
	材質
遊技盤	構造
	遊技盤の大きさ
	遊技板の材質
	遊技本数
	遊技配置
	球の形状
	の傾き
	落下の材質
	の硬度 Hv
	風車
	の個数
	の配置
	の形状及び構造
	の傾き
	の材質
の軸の硬度 Hv	
を保留	
の個数	
の配置	
の形状及び構造	
の保留可能遊技球数	
の材質	
の名称	
の機能	
の個数	
の配置	
の形状及び構造	
の材質	

(その 2)	
ガラス板等	遊技板との距離 mm
透過性	
材質	
受け皿	構造
	材質
遊技盤の枠	高さ mm
	幅 mm
	奥行 mm
	構造
	材質
発射装置	種類
	構造
	動作原理
	電機種類
	回転速度
機	製造者名
	1 分間の発射遊技球数
賞球払出装置 (注 1)	構造
	動作原理
遊技球の獲得に係る遊技機の性能	中時間出玉率 (注 2)
	短時間出玉率 (注 3)
	役物比率 (注 4)
	連続役物比率 (注 5)
(注 1) 「賞球払出装置」とは、入賞により獲得する遊技球を受け皿に払い出すための装置をいう。	
(注 2) 「中時間出玉率」とは、10 時間に発射させた遊技球の総数のうち獲得する遊技球の総数の割合をいう。	
(注 3) 「短時間出玉率」とは、1 時間に発射させた遊技球の総数のうち獲得する遊技球の総数の割合をいう。	
(注 4) 「役物比率」とは、10 時間に発射させた遊技球により獲得する遊技球の数のうち役物の作動によるものの割合をいう。	
(注 5) 「連続役物比率」とは、10 時間に発射させた遊技球により獲得する遊技球の数のうち役物が連続して作動する場合における当該役物の作動によるものの割合をいう。	

別記様式第 2 号 (第 1 条、第 7 条関係)	
(その 1) 諸元表 (ばちんこ遊技機)	
型式名	
製造業者又は輸入業者名	
使用条件	温度 °C
	湿度 %
	電源 種別
	定格電圧 V
	定格周波数 Hz
遊技機の設置条件	
その他の使用条件	
遊技球	質量 g
	材質
遊技盤	構造
	遊技盤の大きさ
	遊技板の材質
	遊技本数
	遊技配置
	球の形状
	の傾き
	落下の材質
	の硬度 Hv
	風車
	の個数
	の配置
	の形状及び構造
	の傾き
	の材質
の軸の硬度 Hv	
を保留	
の個数	
の配置	
の形状及び構造	
の保留可能遊技球数	
の材質	
の名称	
の機能	
の個数	
の配置	
の形状及び構造	
の材質	

(その4)		
第一種非電動役物に係る入賞口	個 数	
	役 個 数	
	配 置	
	構 造	
	入口の大きさ mm	役物未作動時 役物作動時
	内部構造	入賞感知機構 その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造
	入賞による獲得遊技球数	
	最大入賞数	
	合 計	
	材 質	
第一種非電動役物の作動に欠くことができないその他の構造		
第二種非電動役物に係る入賞口	個 数	
	作動契機	
	条 件	
	役 個 数	
	配 置	
	構 造	
	入口の大きさ mm	役物未作動時 役物作動時
	内部構造	入賞感知機構 その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造
	入賞による獲得遊技球数	
	最大入賞数	
合 計		
材 質		
第二種非電動役物の作動に欠くことができないその他の構造		

(その3)		
入賞口 (注7)	個 数	
	配 置	
	構 造	
	入口の大きさ mm	
	内部構造	入賞感知機構 その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造
	入賞による獲得遊技球数	
	材 質	
	役物に係る入賞口であつて、当該役物が作動しない場合にも遊技球が入賞することができるもの	
	個数	
	配置	
ゲート	個 数	
	配 置	
	構 造	
	入口の大きさ mm	
材 質		
(注7) 「入賞口」とは、役物に係る入賞口（役物が作動した場合に開き、又は拡大する入賞口をいう。以下この別記様式において同じ。）以外の入賞口をいう。		

(その4)		
第一種非電動役物に係る入賞口	個 数	
	役 個 数	
	配 置	
	構 造	
	入口の大きさ mm	役物未作動時 役物作動時
	内部構造	入賞感知機構 その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造
	入賞による獲得遊技球数	
	最大入賞数	
	合 計	
	材 質	
第一種非電動役物の作動に欠くことができないその他の構造		
第二種非電動役物に係る入賞口	個 数	
	作動契機	
	条 件	
	役 個 数	
	配 置	
	構 造	
	入口の大きさ mm	役物未作動時 役物作動時
	内部構造	入賞感知機構 その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造
	入賞による獲得遊技球数	
	最大入賞数	
合 計		
材 質		
第二種非電動役物の作動に欠くことができないその他の構造		

(その3)		
入賞口 (注6)	個 数	
	配 置	
	構 造	
	入口の大きさ mm	
	内部構造	入賞感知機構 その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造
	入賞による獲得遊技球数	
	材 質	
	役物に係る入賞口であつて、当該役物が作動しない場合にも遊技球が入賞することができるもの	
	個数	
	配置	
ゲート	個 数	
	配 置	
	構 造	
	入口の大きさ mm	
材 質		
(注6) 「入賞口」とは、役物に係る入賞口（役物が作動した場合に開き、又は拡大する入賞口をいう。以下この別記様式において同じ。）以外の入賞口をいう。		

(その 6)

普通電動役物 図柄表示装置	普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率の値	当該確率が変動しない場合	
		当該確率が変動する場合	上の値
			下の値
	普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率の値が変動する契機		
置	図柄確定に要する時間		
	作動保留球数（注 8）の記憶可能数の上限		
	普通図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路		
	使用部品		
	普通図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム		
	普通電動役物を作動させることとなる図柄の組合せを表示するか否かの抽選に係るプログラム		
	表示する図柄の組合せの決定・表示に係るプログラム		
	作動保留球数の記憶に係るプログラム		

（注 8） 「普通図柄表示装置」欄の「作動保留球数」とは、遊技球が入賞口（（注 8）において「図柄に係る入賞口」という。）に入賞し、又はゲート（（注 8）において「図柄に係るゲート」という。）を通過した時（普通図柄表示装置が作動することとなる場合に限り。）から当該普通図柄表示装置の作動が終了する時までの間又は普通図柄表示装置において普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示された時から当該普通電動役物の作動が終了する時までの間に、図柄に係る入賞口に入賞し、又は図柄に係るゲートを通過した遊技球のうち、当該普通図柄表示装置又は当該普通電動役物の作動が終了した後、引き続き当該普通図柄表示装置を作動させることとなる遊技球の数をいう。

(その 5)

普通電動役物に係る入賞口	普 個 数			
	通 作動契機			
	電 条 件			
	動 役 個 数			
	役 物 配 置			
	物 に 構 造			
	係 る	入口の大きさ mm	役物未作動時	
	入 賞 口	内 部 構 造		役物作動時
			入賞感知機構	
		その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造		
		普通電動役物の 1 回の作動による入口の開放等の回数		
		普通電動役物の 1 回の作動による入口の開放等の時間及びその合計		
		入賞による獲得遊技球数		
		最大入賞数		
		材 質		
	普通電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路			
	使用部品			
	普通電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム			
	入賞球数の計測に係るプログラム			
	普通電動役物の作動に欠くことができないその他の構造			
普 個 数				
通 配 置				
図 構 造				
柄 使用部品				
表 作動契機				
示 条 件				
装 普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せ				
置				

(その 6)

普通電動役物 図柄表示装置	普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率の値	当該確率が変動しない場合	
		当該確率が変動する場合	上の値
			下の値
	普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率の値が変動する契機		
置	図柄確定に要する時間		
	作動保留球数（注 7）の記憶可能数の上限		
	普通図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路		
	使用部品		
	普通図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム		
	普通電動役物を作動させることとなる図柄の組合せを表示するか否かの抽選に係るプログラム		
	表示する図柄の組合せの決定・表示に係るプログラム		
	作動保留球数の記憶に係るプログラム		

（注 7） 「普通図柄表示装置」欄の「作動保留球数」とは、遊技球が入賞口（（注 7）において「図柄に係る入賞口」という。）に入賞し、又はゲート（（注 7）において「図柄に係るゲート」という。）を通過した時（普通図柄表示装置が作動することとなる場合に限り。）から当該普通図柄表示装置の作動が終了する時までの間又は普通図柄表示装置において普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示された時から当該普通電動役物の作動が終了する時までの間に、図柄に係る入賞口に入賞し、又は図柄に係るゲートを通過した遊技球のうち、当該普通図柄表示装置又は当該普通電動役物の作動が終了した後、引き続き当該普通図柄表示装置を作動させることとなる遊技球の数をいう。

(その 5)

普通電動役物に係る入賞口	普 個 数			
	通 作動契機			
	電 条 件			
	動 役 個 数			
	役 物 配 置			
	物 に 構 造			
	係 る	入口の大きさ mm	役物未作動時	
	入 賞 口	内 部 構 造		役物作動時
			入賞感知機構	
		その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造		
		普通電動役物の 1 回の作動による入口の開放等の回数		
		普通電動役物の 1 回の作動による入口の開放等の時間及びその合計		
		入賞による獲得遊技球数		
		最大入賞数		
		材 質		
	普通電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路			
	使用部品			
	普通電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム			
	入賞球数の計測に係るプログラム			
	普通電動役物の作動に欠くことができないその他の構造			
普 個 数				
通 配 置				
図 構 造				
柄 使用部品				
表 作動契機				
示 条 件				
装 普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せ				
置				

(その8)

特 別 電 動 役 物	大 入 賞 口	構 造 部 構 造	入賞感知機構		
			特定の領域 (注15)	配 置	
				構 造	
				入口の大きさ mm	
				その他遊技の結果に影響 を及ぼすこととなる機能 を有する構造	
			開放等の契機		
			役物連続 作動装置 未作動時	開放等の回数	
				開放等の時間及びその 合計	
			役物連続 作動装置 作動時	開放等の回数	
				開放等の時間及びその 合計	
			大入賞口に入賞する遊技球の数の うち特定の領域を通過する遊技球 の数の割合		
			入賞による獲得遊技球数		
			最大入賞数		
			材 質		
			特別電動役物の作動に係る制御又はデ ータ処理に係る電子回路		
	使用部品				
	特別電動役物の作動に係る制御又はデ ータ処理に係るプログラム				
		役物連続作動装置の作動の開始及び 終了に係るプログラム			
		入賞球数の計測に係るプログラム			
	特別電動役物の作動に欠くことができ ないその他の構造				

(注15) 「大入賞口」欄の「特定の領域」とは、条件装置の作動に係る大入賞口内の特定の領域をいう。

(その7)

特 別 電 動 役 物	個 数				
	役物連 続作 動装 置未 作 動時	作動契機			
		条 件			
		作動終了条件			
	役物連 続作 動装 置作 動時	作動契機			
		条 件			
		作動終了条件			
		設定ご とのM の値 (注9)	Mが変動しない場合		
			MHの値(注10)		
		Mが変 動する 場合	MLの値(注11)		
		設定ごとのMが変動する契機			
		Nの値 (注12)			
		Rの値 (注13)			
		Sの値 (注14)			
		設定ごとのM×N×R×Sの値			
	条 件 装 置	作動契機			
		条 件			
		作動終了条件			
	始動口	個 数			
		配 置			
		材 質			
	大 個 数				
	入 配 置				
	賞 構 造				
	口	入口の 大きさ mm	役物未作動時		
			役物作動時		

(注9) 「M」とは、別表第4 (1) へ (リ) 及びト (ト) のMをいう (「役物連続作動装置作動時」欄において同じ。)

(注10) 「MH」とは、別表第4 (1) ト (ト) のMHをいう。

(注11) 「ML」とは、別表第4 (1) ト (ト) のMLをいう。

(注12) 「N」とは、別表第4 (1) へ (リ) 及びト (ト) のNをいう。

(注13) 「R」とは、別表第4 (1) へ (リ) のRをいう。

(注14) 「S」とは、別表第4 (1) へ (リ) のSをいう。

(その8)

特別電動役物	大入賞口	構造	内部構造	入賞感知機構		
				特定の領域	配 置	
				(注14)	構 造	
					入口の大きさ mm	
					その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造	
				開放等の契機		
				役物連続作動装置未作動時	開放等の回数	
					開放等の時間及びその合計	
				役物連続差動装置作動時	開放等の回数	
					開放等の時間及びその合計	
				大入賞口に入賞する遊技球の数のうち特定の領域を通過する遊技球の数の割合		
				入賞による獲得遊技球数		
				最大入賞数		
				材 質		
	特別電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路					
		使用部品				
特別電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム						
		役物連続作動装置の作動の開始及び終了に係るプログラム				
		入賞球数の計測に係るプログラム				
特別電動役物の作動に欠くことができないその他の構造						

(注14) 「大入賞口」欄の「特定の領域」とは、条件装置の作動に係る大入賞口内の特定の領域をいう。

(その7)

特 別 電 動 役 物	役物連 続作 動装 置未 作 動時	個 数				
		作 動 契 機	条 件			
			作動終了条件			
	役物連 続作 動装 置作 動時	作動契機				
		作 動 契 機	条 件			
			作動終了条件			
		Mの値 (注8)	Mが変動しない場合			
			Mが変 動する 場合	MHの値(注9)		
			MLの値(注10)			
		Mが変動する契機				
		Nの値 (注11)				
		Rの値 (注12)				
		Sの値 (注13)				
		M×N×R×Sの値				
	条件装 置	作動契機				
		作 動 契 機	条 件			
			作動終了条件			
	始動口	個 数	配 置			
			材 質			
	大 入 口	個 数				
		配 置				
		構 造				
	賞 口	入口の 大きさ mm	役物未作動時			
			役物作動時			

(注8) 「M」とは、別表第4 (1) へ (リ) 及びト (ト) のMをいう (「役物連続作動装置作動時」欄において同じ。)

(注9) 「MH」とは、別表第4 (1) ト (ト) のMHをいう。

(注10) 「ML」とは、別表第4 (1) ト (ト) のMLをいう。

(注11) 「N」とは、別表第4 (1) へ (リ) 及びト (ト) のNをいう。

(注12) 「R」とは、別表第4 (1) へ (リ) のRをいう。

(注13) 「S」とは、別表第4 (1) へ (リ) のSをいう。

(その10)	
役 個 数	
物 作動契機	
連 条 件	
続 役物連続作動装置の1回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数とその合計	
動 役物連続作動装置の1回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数及びその確率の値	
装 役物連続作動装置の1回の作動によりそれぞれの特別電動役物が作動する順序又は作動することとなる特別電動役物を決定する方法	
置 作動終了条件	
設定ごとのPの値 (注17)	
役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
使用部品	
役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
役物連続作動装置の作動に欠くことができないその他の構造	

(注17) 「P」とは、別表第4 (1) ト(ト)のPをいう。

(その9)	
特 個 数	
別 配 置	
図 構 造	
柄 使用部品	
表 作動契機	
示 条 件	
装 特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せ	
置 条件装置が作動することとなる図柄の組合せ	
役物連続作動装置が作動せず、かつ、特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せを表示する確率の値	
図柄確定に要する時間	
作動保留球数 (注16) の記憶可能数の上限	
特別図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
使用部品	
特別図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
特別電動役物及び条件装置が作動することとなる図柄の組合せを表示するか否かの抽せんに係るプログラム	
表示する図柄の組合せの決定・表示に係るプログラム	
作動保留球数の記憶に係るプログラム	

(注16) 「特別図柄表示装置」欄の「作動保留球数」とは、遊技球が始動口に入賞した時から当該特別図柄表示装置の作動が終了する時までの間、特別図柄表示装置において特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示された時から当該特別電動役物の作動が終了する時までの間又は条件装置が作動することとなる図柄の組合せが表示された時から当該条件装置の作動により作動した役物連続作動装置の作動が終了する時までの間に、始動口に入賞した遊技球のうち、当該特別図柄表示装置又は特別電動役物の作動が終了した後、引き続き当該特別図柄表示装置を作動させることとなる遊技球の数をいう。

(その10)	
役 個 数	
物 作動契機	
連 条 件	
続 役物連続作動装置の1回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数とその合計	
動 役物連続作動装置の1回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数及びその確率の値	
装 役物連続作動装置の1回の作動によりそれぞれの特別電動役物が作動する順序又は作動することとなる特別電動役物を決定する方法	
置 作動終了条件	
Pの値 (注16)	
役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
使用部品	
役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
役物連続作動装置の作動に欠くことができないその他の構造	

(注16) 「P」とは、別表第4 (1) ト(ト)のPをいう。

(その9)	
特 個 数	
別 配 置	
図 構 造	
柄 使用部品	
表 作動契機	
示 条 件	
装 特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せ	
置 条件装置が作動することとなる図柄の組合せ	
役物連続作動装置が作動せず、かつ、特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せを表示する確率の値	
図柄確定に要する時間	
作動保留球数 (注15) の記憶可能数の上限	
特別図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
使用部品	
特別図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
特別電動役物及び条件装置が作動することとなる図柄の組合せを表示するか否かの抽せんに係るプログラム	
表示する図柄の組合せの決定・表示に係るプログラム	
作動保留球数の記憶に係るプログラム	

(注15) 「特別図柄表示装置」欄の「作動保留球数」とは、遊技球が始動口に入賞した時から当該特別図柄表示装置の作動が終了する時までの間、特別図柄表示装置において特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示された時から当該特別電動役物の作動が終了する時までの間又は条件装置が作動することとなる図柄の組合せが表示された時から当該条件装置の作動により作動した役物連続作動装置の作動が終了する時までの間に、始動口に入賞した遊技球のうち、当該特別図柄表示装置又は特別電動役物の作動が終了した後、引き続き当該特別図柄表示装置を作動させることとなる遊技球の数をいう。

(その12)	
遊技機内部の配線系統	
基 個 数	
板	設置位置及び方法
	回路構成
部品配置	
使用部品	
マイク	個 数
	用 途
	型式名
	製造者名
セッサ	特記事項
R	個 数
O	用 途
M	記憶容量
	使用領域
記憶内容	
プロ	構 成
	ソースプログラム
グラ	使用データ
ム	検査合計
型式名	
製造者名	
特記事項	
RWM	個 数
	用 途
	記憶容量
	使用領域
	初期化処理
	型式名
	製造者名
特記事項	
主基板ケース	構 造
	材 質

(その11)	
遊 名 称	
技 個 数	
の 設置目的及び機能	
用 配 置	
に 構 造	
供 使用部品	
さ 動作原理	
れ 作動契機	
る 条 件	
そ 遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の組合せの表示その他の動作が行われることとなる確率の値	
他 当該装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
の 使用部品	
装 当該装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
置 遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の組合せの表示その他の動作が行われるか否かの抽選に係るプログラム	
	図柄の決定・表示その他の動作に係るプログラム

(その12)	
遊技機内部の配線系統	
基 個 数	
板	設置位置及び方法
	回路構成
部品配置	
使用部品	
マイク	個 数
	用 途
	型式名
	製造者名
セッサ	特記事項
R	個 数
O	用 途
M	記憶容量
	使用領域
記憶内容	
プロ	構 成
	ソースプログラム
グラ	使用データ
ム	検査合計
型式名	
製造者名	
特記事項	
RWM	個 数
	用 途
	記憶容量
	使用領域
	初期化処理
	型式名
	製造者名
特記事項	
主基板ケース	構 造
	材 質

(その11)	
遊 名 称	
技 個 数	
の 設置目的及び機能	
用 配 置	
に 構 造	
供 使用部品	
さ 動作原理	
れ 作動契機	
る 条 件	
そ 遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の組合せの表示その他の動作が行われることとなる確率の値	
他 当該装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
の 使用部品	
装 当該装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
置 遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の組合せの表示その他の動作が行われるか否かの抽選に係るプログラム	
	図柄の決定・表示その他の動作に係るプログラム

別記様式第 3 号 (第 1 条、第 7 条関係)

(その 1)		諸元表 (回胴式遊技機)		
遊技メ ダル 等	型式名			
	製造業者又は輸入業者名			
	使 用 温 度	℃		
	使 用 湿 度	%		
	電 源 条 件	種 別		
		定格電圧	V	
		定格周波数	Hz	
	その他の使用条件			
	遊技メ ダル 等 の 処 理	遊技機を作動させるための遊技メダル又は遊技球 (以下この別記様式において「遊技メダル等」という。) の種別		
		遊技メダル等投入時の処理 (注 1)	遊技メダル等投入時の処理の制御又はデータ処理に係る電子回路	
			使用部品	
			遊技メダル等投入時の処理の制御又はデータ処理に係るプログラム	
			規定数を超える数の遊技メダル等投入時の処理	
	回 胴 個 数			
	回 胴 構 造 及 び 大 き さ	材 質		
回胴の回転軸		構 造		
		材 質		
回胴の上の図柄 (以下この別記様式において「図柄」という。)		個 数		
		種 類		
	配 列			
	大 き さ	mm		
回 胴 回 転 装 置	構 造			
	動作原理			
	回胴の回転の方向及び速さ			
	回転停止装置が作動しない場合において、すべての回胴の回転の速さが一定となつてから停止するまでの時間			

(注 1) 「遊技メダル等投入時の処理」とは、遊技メダル等の投入 (貯留装置に係るボタンその他の装置の操作により遊技メダルが使用されたことを含む。以下この別記様式において同じ。) を行つた時から当該遊技メダル等に係る遊技が可能となる状態になる時までの間の処理をいう。

(その 13)

基 板	基板の型式を特定するための番号、記号その他の符号	
	製造者の氏名又は名称	
入力信号	信号の種類	
	端子の位置	
出力信号	信号の種類	
	端子の位置	
遊技機の使用	名 称	
に接続を必要とする装置	用 途	
	接続条件	
備 考		

備考 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 3 号 (第 1 条、第 7 条関係)

(その 1)		諸元表 (回胴式遊技機)		
遊技メ ダル 等	型式名			
	製造業者又は輸入業者名			
	使 用 温 度	℃		
	使 用 湿 度	%		
	電 源 条 件	種 別		
		定格電圧	V	
		定格周波数	Hz	
	その他の使用条件			
	遊技メ ダル 等 の 処 理	遊技機を作動させるための遊技メダル又は遊技球 (以下この別記様式において「遊技メダル等」という。) の種別		
		遊技メダル等投入時の処理 (注 1)	遊技メダル等投入時の処理の制御又はデータ処理に係る電子回路	
			使用部品	
			遊技メダル等投入時の処理の制御又はデータ処理に係るプログラム	
			規定数を超える数の遊技メダル等投入時の処理	
	回 胴 個 数			
	回 胴 構 造 及 び 大 き さ	材 質		
回胴の回転軸		構 造		
		材 質		
回胴の上の図柄 (以下この別記様式において「図柄」という。)		個 数		
		種 類		
	配 列			
	大 き さ	mm		
回 胴 回 転 装 置	構 造			
	動作原理			
	回胴の回転の方向及び速さ			
	回転停止装置が作動しない場合において、すべての回胴の回転の速さが一定となつてから停止するまでの時間			

(注 1) 「遊技メダル等投入時の処理」とは、遊技メダル等の投入 (貯留装置に係るボタンその他の装置の操作により遊技メダルが使用されたことを含む。以下この別記様式において同じ。) を行つた時から当該遊技メダル等に係る遊技が可能となる状態になる時までの間の処理をいう。

(その 13)

基 板	基板の型式を特定するための番号、記号その他の符号	
	製造者の氏名又は名称	
入力信号	信号の種類	
	端子の位置	
出力信号	信号の種類	
	端子の位置	
遊技機の使用	名 称	
に接続を必要とする装置	用 途	
	接続条件	
備 考		

備考 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(その 3)	
遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能	1 回の入賞により獲得することができる遊技メダル等の数の上限
	規定数ごとの入賞に係る図柄の組合せ
	規定数ごとの各入賞に係る図柄の組合せに対応して獲得することができる遊技メダル等の数
	規定数ごとのすべての図柄の組合せの数に占める入賞に係る図柄の組合せの数の割合
	設定ごと及び規定数ごとの各入賞に係る条件装置が作動する確率の値
	入賞に係る図柄の組合せが表示される動作原理
	入賞に係る図柄の組合せが表示された場合の処理 (注 3)
	試験試験 (注 4)
	設定ごと及び規定数ごとの 17,500 回出玉率 (注 5)
	設定ごと及び規定数ごとの 6,000 回出玉率 (注 6)
試験試験 (注 4)	設定ごと及び規定数ごとの 1,600 回出玉率 (注 7)
	設定ごと及び規定数ごとの 400 回出玉率 (注 8)
	設定ごと及び規定数ごとの役物比率 (注 9)
	設定ごと及び規定数ごとの連続役物比率 (注 10)
(注 3) 「入賞に係る図柄の組合せが表示された場合の処理」とは、入賞に係る図柄の組合せが表示された時から当該入賞により獲得されることとなる遊技メダル等を受け皿に払い出す時までの間の処理をいう。	
(注 4) 「試験試験」とは、設定ごと及び規定数ごとに、回胴回転装置を作動させた後、回転するすべての回胴につき、任意の順序により、任意の時間に回胴停止装置を作動させる試験をいう。	
(注 5) 「17,500 回出玉率」とは、17,500 回の遊技において投入した遊技メダル等の総数のうち獲得する遊技メダル等の総数の割合をいう (以下「シミュレーション試験」欄において同じ。)	
(注 6) 「6,000 回出玉率」とは、6,000 回の遊技において投入した遊技メダル等の総数のうち獲得する遊技メダル等の総数の割合をいう (以下「シミュレーション試験」欄において同じ。)	
(注 7) 「1,600 回出玉率」とは、1,600 回の遊技において投入した遊技メダル等の総数のうち獲得する遊技メダル等の総数の割合をいう (以下「シミュレーション試験」欄において同じ。)	
(注 8) 「400 回出玉率」とは、400 回の遊技において投入した遊技メダル等の総数のうち獲得する遊技メダル等の総数の割合をいう (以下「シミュレーション試験」欄において同じ。)	
(注 9) 「役物比率」とは、6,000 回の遊技において獲得された遊技メダル等の数のうち役物の作動によるものの割合をいう (以下「シミュレーション試験」欄において同じ。)	
(注 10) 「連続役物比率」とは、6,000 回の遊技において獲得された遊技メダル等の数のうち第一種特別役物の作動によるものの割合をいう (以下「シミュレーション試験」欄において同じ。)	

(その 2)	
回胴回胴装置	回胴回胴装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	回胴回胴装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	回胴回胴装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	回胴回胴装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	回胴回胴装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	回胴回胴装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	回胴回胴装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
ガラス板等	
透視性	材 質
	構 造
受け皿	材 質
	構 造
遊技機の枠	材 質
	構 造
貯留装置	
貯留可能な遊技メダルの数	構 造
	動作原理
遊技メダル数表示装置	構 造
	動作原理
遊技メダル等払出装置 (注 2)	構 造
	動作原理
設定の数	
(注 2) 「遊技メダル等払出装置」とは、入賞により獲得されることとなる遊技メダル等を受け皿に払い出すための装置をいう。	

(その 3)	
遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能	1 回の入賞により獲得することができる遊技メダル等の数の上限
	規定数ごとの入賞に係る図柄の組合せ
	規定数ごとの各入賞に係る図柄の組合せに対応して獲得することができる遊技メダル等の数
	規定数ごとのすべての図柄の組合せの数に占める入賞に係る図柄の組合せの数の割合
	設定ごと及び規定数ごとの各入賞に係る条件装置が作動する確率の値
	入賞に係る図柄の組合せが表示される動作原理
	入賞に係る図柄の組合せが表示された場合の処理 (注 3)
	試験試験 (注 4)
	設定ごと及び規定数ごとの長時間出玉率 (注 5)
	設定ごと及び規定数ごとの中時間出玉率 (注 6)
試験試験 (注 4)	設定ごと及び規定数ごとの短時間出玉率 (注 7)
	設定ごと及び規定数ごとの役物比率 (注 8)
	設定ごと及び規定数ごとの連続役物比率 (注 9)
(注 3) 「入賞に係る図柄の組合せが表示された場合の処理」とは、入賞に係る図柄の組合せが表示された時から当該入賞により獲得されることとなる遊技メダル等を受け皿に払い出す時までの間の処理をいう。	
(注 4) 「試験試験」とは、設定ごと及び規定数ごとに、回胴回胴装置を作動させた後、回転するすべての回胴につき、任意の順序により、任意の時間に回胴停止装置を作動させる試験をいう。	
(注 5) 「長時間出玉率」とは、17,500 回の遊技において投入した遊技メダル等の総数のうち獲得する遊技メダル等の総数の割合をいう (以下「シミュレーション試験」欄において同じ。)	
(注 6) 「中時間出玉率」とは、6,000 回の遊技において投入した遊技メダル等の総数のうち獲得する遊技メダル等の総数の割合をいう (以下「シミュレーション試験」欄において同じ。)	
(注 7) 「短時間出玉率」とは、400 回の遊技において投入した遊技メダル等の総数のうち獲得する遊技メダル等の総数の割合をいう (以下「シミュレーション試験」欄において同じ。)	
(注 8) 「役物比率」とは、6,000 回の遊技において獲得された遊技メダル等の数のうち役物の作動によるものの割合をいう (以下「シミュレーション試験」欄において同じ。)	
(注 9) 「連続役物比率」とは、6,000 回の遊技において獲得された遊技メダル等の数のうち第一種特別役物の作動によるものの割合をいう (以下「シミュレーション試験」欄において同じ。)	

(その 2)	
回胴回胴装置	回胴回胴装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	回胴回胴装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	回胴回胴装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	回胴回胴装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	回胴回胴装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	回胴回胴装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	回胴回胴装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
ガラス板等	
透視性	材 質
	構 造
受け皿	材 質
	構 造
遊技機の枠	材 質
	構 造
貯留装置	
貯留可能な遊技メダルの数	構 造
	動作原理
遊技メダル等払出装置 (注 2)	構 造
	動作原理
設定の数	
(注 2) 「遊技メダル等払出装置」とは、入賞により獲得されることとなる遊技メダル等を受け皿に払い出すための装置をいう。	

(その 5)	
普通役物	個 数
	作動契機
	条 件
	設定ごと及び規定数ごとの普通役物の作動に係る条件装置が作動する確率の値
	規定数ごとの普通役物の作動により増加する入賞に係る図柄の組合せ
	規定数ごとの普通役物の作動により入賞に係る図柄の組合せの数が増加した場合における入賞に係る図柄の組合せの数がすべての図柄の組合せの数に占める割合
	規定数ごとの普通役物が作動した場合に入賞に係る条件装置が作動する確率の値
	作動終了条件
	作動中の処理
	普通役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
第一種特別役物	使用部品
	普通役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	普通役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	普通役物の作動に欠くことができないその他の構造
	個 数
	作動契機
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時
	条 件
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時
第一種特別役物	第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時
	規定数ごとのすべての図柄の組合せの数に占める第一種特別役物が作動することとなる図柄の組合せの数の割合
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時

(その 4)	
遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能	シミュレーション試験
	設定ごと及び規定数ごとの17,500 回出玉率
	設定ごと及び規定数ごとの6,000 回出玉率
	設定ごと及び規定数ごとの1,600 回出玉率
	設定ごと及び規定数ごとの400回 出玉率
	設定ごと及び規定数ごとの役物比率
	設定ごと及び規定数ごとの連続役物比率
	遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
再遊技に係る遊技機の性能	遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	規定数ごとの再遊技に係る図柄の組合せ
	設定ごと及び規定数ごとの再遊技に係る条件装置が作動する確率の値
	規定数ごとのすべての図柄の組合せの数に占める再遊技に係る図柄の組合せの数の割合
	再遊技に係る条件装置が作動する確率の変動契機
	設定ごと及び規定数ごとの再遊技に係る条件装置が作動する確率が変動した場合の確率の値
	再遊技に係る図柄の組合せが表示された場合の処理 (注13)
	再遊技に係る遊技機の作動の制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	再遊技に係る遊技機の作動の制御又はデータ処理に係るプログラム
(注11) 「シミュレーション試験」とは、内部抽せんを行い、条件装置が作動した場合には当該条件装置に係る図柄の組合せが表示され、当該図柄の組合せにより獲得することができる遊技メダル等の最大数が獲得されることとした試験をいう。	
(注12) 「再遊技に係る図柄の組合せ」とは、再遊技を行うことができることとなる図柄の組合せをいう (以下「再遊技に係る遊技機の性能」欄及び (注13) において同じ。)	
(注13) 「再遊技に係る図柄の組合せが表示された場合の処理」とは、再遊技に係る図柄の組合せが表示された時から当該図柄の組合せに係る再遊技が可能な状態となる時までの間の処理をいう。	

(その 5)	
普通役物	個 数
	作動契機
	条 件
	設定ごと及び規定数ごとの普通役物の作動に係る条件装置が作動する確率の値
	規定数ごとの普通役物の作動により増加する入賞に係る図柄の組合せ
	規定数ごとの普通役物の作動により入賞に係る図柄の組合せの数が増加した場合における入賞に係る図柄の組合せの数がすべての図柄の組合せの数に占める割合
	規定数ごとの普通役物が作動した場合に入賞に係る条件装置が作動する確率の値
	作動終了条件
	作動中の処理
	普通役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
第一種特別役物	使用部品
	普通役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	普通役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	普通役物の作動に欠くことができないその他の構造
	個 数
	作動契機
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時
	条 件
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時
第一種特別役物	第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時
	規定数ごとのすべての図柄の組合せの数に占める第一種特別役物が作動することとなる図柄の組合せの数の割合
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置未作動時
	第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時

(その 4)	
遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能	シミュレーション試験
	設定ごと及び規定数ごとの長時間 出玉率
	設定ごと及び規定数ごとの中時間 出玉率
	設定ごと及び規定数ごとの短時間 出玉率
	設定ごと及び規定数ごとの役物比率
	設定ごと及び規定数ごとの連続役物比率
	遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
再遊技に係る遊技機の性能	遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	規定数ごとの再遊技に係る図柄の組合せ
	設定ごと及び規定数ごとの再遊技に係る条件装置が作動する確率の値
	規定数ごとのすべての図柄の組合せの数に占める再遊技に係る図柄の組合せの数の割合
	再遊技に係る条件装置が作動する確率の変動契機
	設定ごと及び規定数ごとの再遊技に係る条件装置が作動する確率が変動した場合の確率の値
	再遊技に係る図柄の組合せが表示された場合の処理 (注12)
	再遊技に係る遊技機の作動の制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	再遊技に係る遊技機の作動の制御又はデータ処理に係るプログラム
(注10) 「シミュレーション試験」とは、内部抽せんを行い、条件装置が作動した場合には当該条件装置に係る図柄の組合せが表示され、当該図柄の組合せにより獲得することができる遊技メダル等の最大数が獲得されることとした試験をいう。	
(注11) 「再遊技に係る図柄の組合せ」とは、再遊技を行うことができることとなる図柄の組合せをいう (以下「再遊技に係る遊技機の性能」欄及び (注12) において同じ。)	
(注12) 「再遊技に係る図柄の組合せが表示された場合の処理」とは、再遊技に係る図柄の組合せが表示された時から当該図柄の組合せに係る再遊技が可能な状態となる時までの間の処理をいう。	

(その 7)		
第一種特別役物に係る役物連続作動装置	第一 個 数	
	作動契機	
	条 件	
	規定数ごとのすべての図柄の組合せの 数に占める役物連続作動装置が作 動することとなる図柄の組合せの数の 割合	
	設定ごと及び規定数ごとの役物連続 作動装置の作動に係る条件装置が作 動する確率の値	
	作動終了条件	
	作動中の処理	
	役物連続作動装置の作動に係る制御 又はデータ処理に係る電子回路	
	使用部品	
	役物連続作動装置の作動に係る制御 又はデータ処理に係るプログラム	
役物連続作動装置の作動に欠くこと ができないその他の構造		
第二種特別役物に係る役物連続作動装置	第二 個 数	
	作動契機	
	条 件	
	設定ごと及び規定数ごとの役物連続 作動装置の作動に係る条件装置が作 動する確率の値	
	作動終了条件	
	作動中の処理	
	役物連続作動装置の作動に係る制御 又はデータ処理に係る電子回路	
	使用部品	
	役物連続作動装置の作動に係る制御 又はデータ処理に係るプログラム	
	役物連続作動装置の作動に欠くこと ができないその他の構造	
遊技の用に 供されるそ の他の装置	名 称	
	設置目的及び機能	
	構 造	
	動作原理	

(その 6)			
第一種特別役物	第一 規定数ごとの第一種特別役物の作動により増加 する入賞に係る図柄の組合せ		
	規定数ごとの第一種特別役物の作動により入賞 に係る図柄の組合せの数が増加した場合におけ る入賞に係る図柄の組合せの数がすべての図柄 の組合せの数に占める割合		
	規定数ごとの第一種特別役物が作動した場合に 入賞に係る条件装置が作動する確率の値		
	作動終了条件		
	作動中の処理		
	第一種特別役物の作動に係る制御又はデータ処 理に係る電子回路		
	使用部品		
	第一種特別役物の作動に係る制御又はデータ処 理に係るプログラム		
	第一種特別役物の作動に欠くことができな いその他の構造		
	第二種特別役物	第二 個 数	
作動契機		第二種特別役物に係る役物連続作 動装置未作動時	
		第二種特別役物に係る役物連続作 動装置作動時	
条 件		第二種特別役物に係る役物連続作 動装置未作動時	
		第二種特別役物に係る役物連続作 動装置作動時	
設定ごと及び規定数 ごとの第二種特別 役物の作動に係る条件 装置が作動する確率 の値		第二種特別役物に係る役 物連続作動装置未作動時 (役物連続作動装置が設 けられていない場合を含 む。)	
		第二種特別役物に係る役 物連続作動装置作動時	
作動終了条件			
作動中の処理			
第二種特別役物の作動に係る制御又はデータ処 理に係る電子回路			
使用部品			
第二種特別役物の作動に係る制御又はデータ処 理に係るプログラム			
第二種特別役物の作動に欠くことができな いその他の構造			

(その 7)		
第一種特別役物に係る役物連続作動装置	第一 個 数	
	作動契機	
	条 件	
	規定数ごとのすべての図柄の組合せの 数に占める役物連続作動装置が作 動することとなる図柄の組合せの数の 割合	
	設定ごと及び規定数ごとの役物連続 作動装置の作動に係る条件装置が作 動する確率の値	
	作動終了条件	
	作動中の処理	
	役物連続作動装置の作動に係る制御 又はデータ処理に係る電子回路	
	使用部品	
	役物連続作動装置の作動に係る制御 又はデータ処理に係るプログラム	
役物連続作動装置の作動に欠くこと ができないその他の構造		
第二種特別役物に係る役物連続作動装置	第二 個 数	
	作動契機	
	条 件	
	設定ごと及び規定数ごとの役物連続 作動装置の作動に係る条件装置が作 動する確率の値	
	作動終了条件	
	作動中の処理	
	役物連続作動装置の作動に係る制御 又はデータ処理に係る電子回路	
	使用部品	
	役物連続作動装置の作動に係る制御 又はデータ処理に係るプログラム	
	役物連続作動装置の作動に欠くこと ができないその他の構造	
遊技の用に 供されるそ の他の装置	名 称	
	設置目的及び機能	
	構 造	
	動作原理	

(その 6)			
第一種特別役物	第一 規定数ごとの第一種特別役物の作動により増加 する入賞に係る図柄の組合せ		
	規定数ごとの第一種特別役物の作動により入賞 に係る図柄の組合せの数が増加した場合におけ る入賞に係る図柄の組合せの数がすべての図柄 の組合せの数に占める割合		
	規定数ごとの第一種特別役物が作動した場合に 入賞に係る条件装置が作動する確率の値		
	作動終了条件		
	作動中の処理		
	第一種特別役物の作動に係る制御又はデータ処 理に係る電子回路		
	使用部品		
	第一種特別役物の作動に係る制御又はデータ処 理に係るプログラム		
	第一種特別役物の作動に欠くことができな いその他の構造		
	第二種特別役物	第二 個 数	
作動契機		第二種特別役物に係る役物連続作 動装置未作動時	
		第二種特別役物に係る役物連続作 動装置作動時	
条 件		第二種特別役物に係る役物連続作 動装置未作動時	
		第二種特別役物に係る役物連続作 動装置作動時	
設定ごと及び規定数 ごとの第二種特別 役物の作動に係る条件 装置が作動する確率 の値		第二種特別役物に係る役 物連続作動装置未作動時 (役物連続作動装置が設 けられていない場合を含 む。)	
		第二種特別役物に係る役 物連続作動装置作動時	
作動終了条件			
作動中の処理			
第二種特別役物の作動に係る制御又はデータ処 理に係る電子回路			
使用部品			
第二種特別役物の作動に係る制御又はデータ処 理に係るプログラム			
第二種特別役物の作動に欠くことができな いその他の構造			

(その 9)

基 板	基板の型式を特定するための 番号、記号その他の符号	
	製造者の氏名又は名称	
入力信号	信号の種類	
	端子の位置	
出力信号	信号の種類	
	端子の位置	
遊技機の使用	名 称	
に接続を必要	用 途	
とする装置	接続条件	
備 考		

備考 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(その 8)

遊技機内部の配線系統	
基 個 数	
板 設置位置	
回路構成	
部品配置	
使用部品	
マイクロ プロセッ サー	個 数 用 途 型式名 製造者名 特記事項
R 個 数	
O 用 途	
M 記憶容量	
	使用領域
	記憶内容
	ブ ロ 構 成
	グ ラ ソースプロ ム グラム
	使用データ
	検査合計
	型式名
	製造者名
	特記事項
RWM 個 数	
	用 途
	記憶容量
	使用領域
	初期化处理
	型式名
	製造者名
	特記事項
主基 板ケ ース	構 造 材 質

(その 9)

基 板	基板の型式を特定するための 番号、記号その他の符号	
	製造者の氏名又は名称	
入力信号	信号の種類	
	端子の位置	
出力信号	信号の種類	
	端子の位置	
遊技機の使用	名 称	
に接続を必要	用 途	
とする装置	接続条件	
備 考		

備考 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(その 8)

遊技機内部の配線系統	
基 個 数	
板 設置位置	
回路構成	
部品配置	
使用部品	
マイクロ プロセッ サー	個 数 用 途 型式名 製造者名 特記事項
R 個 数	
O 用 途	
M 記憶容量	
	使用領域
	記憶内容
	ブ ロ 構 成
	グ ラ ソースプロ ム グラム
	使用データ
	検査合計
	型式名
	製造者名
	特記事項
RWM 個 数	
	用 途
	記憶容量
	使用領域
	初期化处理
	型式名
	製造者名
	特記事項
主基 板ケ ース	構 造 材 質

(その2)			
遊技盤	遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置	遊技本数	
		遊技配置	
		形状	
		傾き	
		材質	
		硬度 Hv	
		風車個数	
		配置	
		形状及び構造	
		傾き	
	その他	材質	
		軸の硬度 Hv	
		名称	
		機能	
		個数	
遊技メダルの配置	形状及び構造		
	材質		
ガラス板等	遊技板との距離 mm		
	透視性		
受け皿	構造		
	材質		
遊技盤の枠	高さ mm		
	幅 mm		
	奥行 mm		
	構造		
	材質		
貯留装置	貯留可能な遊技メダルの数		
	構造		
	動作原理		
遊技メダルの数表示装置	構造		
	動作原理		

別記様式第4号（第1条、第7条関係）		
(その1) 諸元表（アレンジボール遊技機）		
型式名		
製造業者又は輸入業者名		
使用条件	温度 ℃	
	湿度 %	
	電源種別	
	定格電圧 V	
	定格周波数 Hz	
遊技機の設置条件		
その他の使用条件		
遊技メダル等	遊技機を作動させるための遊技メダル又は遊技球（以下この別記様式において「遊技メダル等」という。）の種別	
	1回の遊技につき必要な遊技メダル等の規定数	
	規定数の遊技メダル等の投入ことの遊技に使用可能な遊技球の数	
	遊技球	質量 g
	材質	
遊技盤	構造	
	遊技盤の大きさ	
遊技板の材質		

(その2)			
遊技盤	遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置	遊技本数	
		遊技配置	
		形状	
		傾き	
		材質	
		硬度 Hv	
		風車個数	
		配置	
		形状及び構造	
		傾き	
	その他	材質	
		軸の硬度 Hv	
		名称	
		機能	
		個数	
遊技メダルの配置	形状及び構造		
	材質		
ガラス板等	遊技板との距離 mm		
	透視性		
受け皿	構造		
	材質		
遊技盤の枠	高さ mm		
	幅 mm		
	奥行 mm		
	構造		
	材質		
貯留装置	貯留可能な遊技メダルの数		
	構造		
	動作原理		

別記様式第4号（第1条、第7条関係）		
(その1) 諸元表（アレンジボール遊技機）		
型式名		
製造業者又は輸入業者名		
使用条件	温度 ℃	
	湿度 %	
	電源種別	
	定格電圧 V	
	定格周波数 Hz	
遊技機の設置条件		
その他の使用条件		
遊技メダル等	遊技機を作動させるための遊技メダル又は遊技球（以下この別記様式において「遊技メダル等」という。）の種別	
	1回の遊技につき必要な遊技メダル等の規定数	
	規定数の遊技メダル等の投入ことの遊技に使用可能な遊技球の数	
	遊技球	質量 g
	材質	
遊技盤	構造	
	遊技盤の大きさ	
遊技板の材質		

(その 4)	
入 個 数	
賞 配 置	
図 構 造	
柄	使用部品
表 個 数	
示 種 類	
装 寸	表示契機
置 る	条 件
図 柄	入賞に係る図柄の組合せの種類 獲得される遊技メダル等の数
	入賞図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路 使用部品
	入賞図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
役 個 数	
物	作動契機 条 件
	役物作動口 個 数 配 置
	作動終了条件
	役物の作動により表示される入賞図柄(注 6)の種類及び数
	役物の作動により表示される入賞図柄の組合せが入賞に係る図柄の組合せに該当することとなる場合において、当該入賞図柄の組合せにより獲得することができる遊技メダル等の数
(注 6) 「入賞図柄」とは、入賞図柄表示装置に係る図柄をいう(以下この別記様式において同じ。)	

(その 3)	
発 種 類	
射 構 造	
装 動作原理	
置 電 種 類	
動 回転速度	
機 製造者名	
	1 分間の発射遊技球数
遊技メダル等 払出装置 (注 1)	構 造 動作原理
遊技メ ダル等 の獲得 に係る 遊技機 の性能	10時間出玉率(注 2) 4時間出玉率(注 3) 1時間出玉率(注 4) 役物比率(注 5)
遊技に 係る条 件	遊技メダル等の投入条件 遊技開始時の条件 入賞の条件
入球口	個 数 配 置 構 造 入口の大きさ mm 内 入球感知機構 部 構造 構造 その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能 を有する構造
ゲート	材 質 個 数 配 置 構 造 入口の大きさ mm 材 質
(注 1) 「遊技メダル等払出装置」とは、入賞により獲得されることとなる遊技メダル等を受け皿に払い出すための装置をいう。	
(注 2) 「10時間出玉率」とは、10時間の遊技において使用した遊技メダル等の総数のうち獲得する遊技メダル等の総数の割合をいう。	
(注 3) 「4時間出玉率」とは、4時間の遊技において使用した遊技メダル等の総数のうち獲得する遊技メダル等の総数の割合をいう。	
(注 4) 「1時間出玉率」とは、1時間の遊技において使用した遊技メダル等の総数のうち獲得する遊技メダル等の総数の割合をいう。	
(注 5) 「役物比率」とは、10時間の遊技において獲得する遊技メダル等の総数のうち役物及び得点増加装置の作動によるものの数の割合をいう。	

(その 4)	
入 個 数	
賞 配 置	
図 構 造	
柄	使用部品
表 個 数	
示 種 類	
装 寸	表示契機
置 る	条 件
図 柄	入賞に係る図柄の組合せの種類 獲得される遊技メダル等の数
	入賞図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路 使用部品
	入賞図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
役 個 数	
物	作動契機 条 件
	役物作動口 個 数 配 置
	作動終了条件
	役物の作動により表示される入賞図柄(注 5)の種類及び数
	役物の作動により表示される入賞図柄の組合せが入賞に係る図柄の組合せに該当することとなる場合において、当該入賞図柄の組合せにより獲得することができる遊技メダル等の数
(注 5) 「入賞図柄」とは、入賞図柄表示装置に係る図柄をいう(以下この別記様式において同じ。)	

(その 3)	
発 種 類	
射 構 造	
装 動作原理	
置 電 種 類	
動 回転速度	
機 製造者名	
	1 分間の発射遊技球数
遊技メダル等 払出装置 (注 1)	構 造 動作原理
遊技メ ダル等 の獲得 に係る 遊技機 の性能	中時間出玉率(注 2) 短時間出玉率(注 3) 役物比率(注 4)
遊技に 係る条 件	遊技メダル等の投入条件 遊技開始時の条件 入賞の条件
入球口	個 数 配 置 構 造 入口の大きさ mm 内 入球感知機構 部 構造 構造 その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能 を有する構造
ゲート	材 質 個 数 配 置 構 造 入口の大きさ mm 材 質
(注 1) 「遊技メダル等払出装置」とは、入賞により獲得されることとなる遊技メダル等を受け皿に払い出すための装置をいう。	
(注 2) 「中時間出玉率」とは、10時間の遊技において使用した遊技メダル等の総数のうち獲得する遊技メダル等の総数の割合をいう。	
(注 3) 「短時間出玉率」とは、1時間の遊技において使用した遊技メダル等の総数のうち獲得する遊技メダル等の総数の割合をいう。	
(注 4) 「役物比率」とは、10時間の遊技において獲得する遊技メダル等の総数のうち役物及び得点増加装置の作動によるものの数の割合をいう。	

(その 6)	
誘導図柄表示装置	誘導図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	誘導図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
誘導図柄表示装置	個 数
増設	誘導増加装置に係る役物誘導装置
増加装置	作動契機
配置	作動の効果
	作動終了条件
特 定	個 数
入 口	配 置
球 状 作動領域	誘導増加装置の構造
	入口の大きさ mm
	通過率
	材 質
	誘導増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	誘導増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	誘導増加装置の作動に欠くことができないその他の構造

(その 5)	
役 物	役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
役 物	役物の作動に欠くことができないその他の構造
個 数	
作動契機	
誘 導	条 件
増設	役物作動口
配置	個 数
	配 置
	作動終了条件
	役物誘導装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	役物誘導装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	役物誘導装置の作動に欠くことができないその他の構造
誘 導	個 数
図 柄	配 置
表 示	構 造
装 置	使用部品
	作動契機
	条 件
	表示する図柄の種類
	役物誘導装置が作動することとなる図柄の組合せ
	役物誘導装置が作動することとなる図柄の組合せを表示する確率の値

(その 6)	
誘導図柄表示装置	誘導図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	誘導図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
誘導図柄表示装置	個 数
増設	誘導増加装置に係る役物誘導装置
増加装置	作動契機
配置	作動の効果
	作動終了条件
特 定	個 数
入 口	配 置
球 状 作動領域	誘導増加装置の構造
	入口の大きさ mm
	通過率
	材 質
	誘導増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	誘導増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	誘導増加装置の作動に欠くことができないその他の構造

(その 5)	
役 物	役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
役 物	役物の作動に欠くことができないその他の構造
個 数	
作動契機	
誘 導	条 件
増設	役物作動口
配置	個 数
	配 置
	作動終了条件
	役物誘導装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	役物誘導装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	役物誘導装置の作動に欠くことができないその他の構造
誘 導	個 数
図 柄	配 置
表 示	構 造
装 置	使用部品
	作動契機
	条 件
	表示する図柄の種類
	役物誘導装置が作動することとなる図柄の組合せ
	役物誘導装置が作動することとなる図柄の組合せを表示する確率の値

(その 8)	
遊技機内部の配線系統	
基 個 数	
板 設置位置及び方法	
回路構成	
部品配置	
使用部品	
マイク	個 数
ロプロ	用 途
セッサ	型式名
一	製造者名
	特記事項
R	個 数
O	用 途
M	記憶容量
	使用領域
	記憶内容
	ブ ロ 構 成
	グラ ソースプロ
	ム グラム
	使用データ
	検査合計
	型式名
	製造者名
	特記事項
RWM	個 数
	用 途
	記憶容量
	使用領域
	初期化处理
	型式名
	製造者名
	特記事項
主基	構 造
板ケ	材 質
ース	

(その 7)	
得 個 数	
点 作動契機	
増 条 件	
加 作動の効果	
装 得点増加装置の作動に係る	
置 制御又はデータ処理に係る	
	電子回路
	使用部品
	得点増加装置の作動に係る
	制御又はデータ処理に係る
	プログラム
	得点増加装置の作動に欠く
	ことができないその他の構
	造
遊技の用に	名 称
供されるそ	設置目的及び機能
の他の装置	構 造
	動作原理

(その 8)	
遊技機内部の配線系統	
基 個 数	
板 設置位置及び方法	
回路構成	
部品配置	
使用部品	
マイク	個 数
ロプロ	用 途
セッサ	型式名
一	製造者名
	特記事項
R	個 数
O	用 途
M	記憶容量
	使用領域
	記憶内容
	ブ ロ 構 成
	グラ ソースプロ
	ム グラム
	使用データ
	検査合計
	型式名
	製造者名
	特記事項
RWM	個 数
	用 途
	記憶容量
	使用領域
	初期化处理
	型式名
	製造者名
	特記事項
主基	構 造
板ケ	材 質
ース	

(その 7)	
得 個 数	
点 作動契機	
増 条 件	
加 作動の効果	
装 得点増加装置の作動に係る	
置 制御又はデータ処理に係る	
	電子回路
	使用部品
	得点増加装置の作動に係る
	制御又はデータ処理に係る
	プログラム
	得点増加装置の作動に欠く
	ことができないその他の構
	造
遊技の用に	名 称
供されるそ	設置目的及び機能
の他の装置	構 造
	動作原理

別記様式第 5 号（第 1 条、第 7 条関係）

(その 1)			
諸元表（じやん球遊技機）			
型式名			
製造業者又は輸入業者名			
使用条件	使 温 度	℃	
	用 湿 度	%	
	電 源 種 別		
		定格電圧	V
		定格周波数	Hz
	遊技機の設置条件		
その他の使用条件			
遊技メダル等	遊技機を作動させるための遊技メダル又は遊技球（以下この別記様式において「遊技メダル等」という。）の種別		
	1 回の遊技につき必要な遊技メダル等の規定数		
	規定数の遊技メダル等の投入ごとの遊技に使用可能な遊技球の数		
	遊技球	質 量 g	
		材 質	
遊技盤	構 造		
	遊技盤の大きさ		
	遊技板の材質		

(その 9)		
基板	基板の型式を特定するための番号、記号その他の符号	
	製造者の氏名又は名称	
入力信号	信号の種類	
	端子の位置	
出力信号	信号の種類	
	端子の位置	
遊技機の使用	名 称	
に接続を必要とする装置	用 途	
	接続条件	
備考		

備考 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 5 号（第 1 条、第 7 条関係）

(その 1)			
諸元表（じやん球遊技機）			
型式名			
製造業者又は輸入業者名			
使用条件	使 温 度	℃	
	用 湿 度	%	
	電 源 種 別		
		定格電圧	V
		定格周波数	Hz
	遊技機の設置条件		
その他の使用条件			
遊技メダル等	遊技機を作動させるための遊技メダル又は遊技球（以下この別記様式において「遊技メダル等」という。）の種別		
	1 回の遊技につき必要な遊技メダル等の規定数		
	規定数の遊技メダル等の投入ごとの遊技に使用可能な遊技球の数		
	遊技球	質 量 g	
		材 質	
遊技盤	構 造		
	遊技盤の大きさ		
	遊技板の材質		

(その 9)		
基板	基板の型式を特定するための番号、記号その他の符号	
	製造者の氏名又は名称	
入力信号	信号の種類	
	端子の位置	
出力信号	信号の種類	
	端子の位置	
遊技機の使用	名 称	
に接続を必要とする装置	用 途	
	接続条件	
備考		

備考 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(注1) 「遊技メダル等払出装置」とは、入賞により獲得されることとなる遊技メダル等を受け皿に払い出すための装置をいう。

(注2) 「出玉率」とは、遊技機に投入した遊技メダル等の総数のうち獲得された遊技メダル等の総数の割合をいう。

(注3) 「役物比率」とは、獲得された遊技メダル等の数のうち役物及び得点増加装置の作動によるものの割合をいう。

(注4) 「入球口」とは、特別入球口以外の入球口をいう。

貯留装置	貯留可能な遊技メダルの数	
	構造	
	動作原理	
遊技メダル	構造	
数表示装置	動作原理	

(注1) 「遊技メダル等払出装置」とは、入賞により獲得されることとなる遊技メダル等を受け皿に払い出すための装置をいう。
(注2) 「出玉口」とは、遊技機に投入した遊技メダル等の総数のうち獲得された遊技メダル等の総数の割合をいう。
(注3) 「役物比率」とは、獲得された遊技メダル等の数のうち役物及び得点増加装置の作動によるものとの割合をいう。
(注4) 「入球口」とは、特別入球口以外の入球口をいう。

貯留装置	貯留可能な遊技メ ダルの数	
	構 造	
	動作原理	

(その 5)	
役 物	遊技客の任意の選択で表示される一の図柄の表示原理
	役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	役物の作動に欠くことができないその他の構造
特別入 球口	配 置
	構 造
	入口の大きさ mm
	内部構造
	入球感知機構
	その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造
	開放条件
	開放終了条件
	材 質
開 放 条 件 装 置	個 数
	作動契機
	条 件
	入賞に係る図柄の組合せの数に占める開放条件装置が作動することとなる図柄の組合せの数の割合
	開放条件装置が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率の値
	作動終了条件

(その 4)	
図 柄 表 示 装 置	個 数
	配 置
	構 造
	使用部品
	種 類
	表示契機
	条 件
	入賞に係る図柄の組合せの種類
	獲得される遊技メダル等の数
	合 計
	図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
自動図柄設定装置	個 数
	図柄の設定原理
	自動図柄設定装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	自動図柄設定装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	自動図柄設定装置の作動に欠くことができないその他の構造
役 物	個 数
	作動契機
	条 件
	作動終了条件
	作動の効果

(その 5)	
役 物	遊技客の任意の選択で表示される一の図柄の表示原理
	役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	役物の作動に欠くことができないその他の構造
特別入 球口	配 置
	構 造
	入口の大きさ mm
	内部構造
	入球感知機構
	その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造
	開放条件
	開放終了条件
	材 質
開 放 条 件 装 置	個 数
	作動契機
	条 件
	入賞に係る図柄の組合せの数に占める開放条件装置が作動することとなる図柄の組合せの数の割合
	開放条件装置が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率の値
	作動終了条件

(その 4)	
図 柄 表 示 装 置	個 数
	配 置
	構 造
	使用部品
	種 類
	表示契機
	条 件
	入賞に係る図柄の組合せの種類
	獲得される遊技メダル等の数
	合 計
	図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
自動図柄設定装置	個 数
	図柄の設定原理
	自動図柄設定装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路
	使用部品
	自動図柄設定装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム
	自動図柄設定装置の作動に欠くことができないその他の構造
役 物	個 数
	作動契機
	条 件
	作動終了条件
	作動の効果

(その 7)

得点増加装置	個 数	
	作動契機	
	条 件	
	作動の効果	
	得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
	使用部品	
	得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
遊技の用に供されるその他の装置	得点増加装置の作動に欠くことができないその他の構造	
	名 称	
	設置目的及び機能	
	構 造	
	動作原理	

(その 6)

開放条件装置	開放条件装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
	使用部品	
	開放条件装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
	開放条件装置の作動に欠くことができないその他の構造	
条件連続装置	個 数	
	作動契機	
	条 件	
	開放条件装置が作動することとなる図柄の組合せの数に占める条件連続装置が作動することとなる図柄の組合せの数の割合	
	条件連続装置が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率の値	
	条件連続装置の 1 回の作動中の開放条件装置の作動回数の上限	
	作動終了条件	
	条件連続装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
	使用部品	
	条件連続装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
	条件連続装置の作動に欠くことができないその他の構造	

(その 7)

得点増加装置	個 数	
	作動契機	
	条 件	
	作動の効果	
	得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
	使用部品	
	得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
遊技の用に供されるその他の装置	得点増加装置の作動に欠くことができないその他の構造	
	名 称	
	設置目的及び機能	
	構 造	
	動作原理	

(その 6)

開放条件装置	開放条件装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
	使用部品	
	開放条件装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
	開放条件装置の作動に欠くことができないその他の構造	
条件連続装置	個 数	
	作動契機	
	条 件	
	開放条件装置が作動することとなる図柄の組合せの数に占める条件連続装置が作動することとなる図柄の組合せの数の割合	
	条件連続装置が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率の値	
	条件連続装置の 1 回の作動中の開放条件装置の作動回数の上限	
	作動終了条件	
	条件連続装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
	使用部品	
	条件連続装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
	条件連続装置の作動に欠くことができないその他の構造	

(その 9)		
基 板	基板の型式を特定するための 番号、記号その他の符号	
	製造者の氏名又は名称	
入力信号	信号の種類	
	端子の位置	
出力信号	信号の種類	
	端子の位置	
遊技機の使用 に接続を必要 とする装置	名 称	
	用 途	
	接続条件	
備 考		

備考 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(その 8)		
遊技機内部の配線系統		
基 板	個 数	
	設置位置及び方法	
	回路構成	
	部品配置	
	使用部品	
マイク	個 数	
	用 途	
	ロプロ	型式名
	センサ	製造者名
一	特記事項	
R	個 数	
O	用 途	
M	記憶容量	
	使用領域	
	記憶内容	
	プロ 構 成	
	グラ ソースプロ	
	ム グラム	
	使用データ	
	検査合計	
	型式名	
	製造者名	
	特記事項	
RWM	個 数	
	用 途	
	記憶容量	
	使用領域	
	初期化处理	
	型式名	
	製造者名	
特記事項		
主 基 板 ケ ー ス	構 造	
	材 質	

(その 9)		
基 板	基板の型式を特定するための 番号、記号その他の符号	
	製造者の氏名又は名称	
入力信号	信号の種類	
	端子の位置	
出力信号	信号の種類	
	端子の位置	
遊技機の使用 に接続を必要 とする装置	名 称	
	用 途	
	接続条件	
備 考		

備考 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(その 8)		
遊技機内部の配線系統		
基 板	個 数	
	設置位置及び方法	
	回路構成	
	部品配置	
	使用部品	
マイク	個 数	
	用 途	
	ロプロ	型式名
	センサ	製造者名
一	特記事項	
R	個 数	
O	用 途	
M	記憶容量	
	使用領域	
	記憶内容	
	プロ 構 成	
	グラ ソースプロ	
	ム グラム	
	使用データ	
	検査合計	
	型式名	
	製造者名	
	特記事項	
RWM	個 数	
	用 途	
	記憶容量	
	使用領域	
	初期化处理	
	型式名	
	製造者名	
特記事項		
主 基 板 ケ ー ス	構 造	
	材 質	

別表第2 技術上の規格における用語の意味（第6条関係）

- (1) 複数の種類の遊技機に共通する事項に係る用語の意味
第6条に規定する技術上の規格に関し複数の種類の遊技機に共通する事項に係る用語の意味は、次のとおりとする。

【イ～カ 略】

ヨ 「遊技メダル数表示装置」とは、遊技メダルの貸出若しくは入賞による獲得又は遊技メダルを遊技の用に供することを電磁的方法のみにより行う遊技機に備えられる装置であつて、遊技者が遊技の用に供することができる遊技メダルの総数を電磁的方法により記録し、表示することができるものをいう。

タ 「設定変更装置」とは、設定を切り替える装置で、遊技機に備えられたボタン、レバーその他の装置の操作により作動するものをいう。

- (2) ばちんこ遊技機に係る用語の意味
第6条第1号に掲げるばちんこ遊技機に係る用語の意味は、(1)に掲げるもののほか、次のとおりとする。

【イ～ヲ 略】

ワ 「設定」とは、作動確率の組合せをいう。

ヰ 「力」

【略】

タ 「遊技球数表示装置」とは、遊技者が遊技球に触れることができない構造を有する遊技機に備えられる装置であつて、遊技者が発射させることができる遊技球の総数を電磁的方法により記録し、表示することができるものをいう。

- (3) 回胴式遊技機に係る用語の意味
第6条第2号に掲げる回胴式遊技機に係る用語の意味は、(1)に掲げるもののほか、次のとおりとする。

イ 「再遊技」とは、遊技メダル等の投入（貯留装置又は遊技メダル数表示装置に係るボタンその他の装置の操作により遊技メダルを遊技の用に供することを含む。以下この表、別表第5、別表第6及び別表第7において同じ。）をすることによらずに行うことができる遊技をいう。

【ロ～ヲ 略】

【削る。】

【(4)・(5) 略】

別表第3 不正な改造その他の変更を防止するための遊技機の構造に係る技術上の規格（第6条関係）

【(1)・(2) 略】

- (3) その他の規格

【イ～ハ 略】

ニ 主基板に装着されるロム及びリードライトメモリーであつて、貸し出され若しくは入賞により獲得された遊技メダル等を受け皿に送出し、又は貸し出され若しくは入賞により獲得された遊技メダル等の数を示す信号を遊技球数表示装置若しくは遊技メダル数表示装置に送信するためのものの総数は、すべての主基板を通じてそれぞれ1個を超えるものではないこと。

【ホ～ヌ 略】

別表第2 技術上の規格における用語の意味（第6条関係）

- (1) 複数の種類の遊技機に共通する事項に係る用語の意味
【同左】

【イ～カ 同左】

【加える。】

【加える。】

- (2) ばちんこ遊技機に係る用語の意味
【同左】

【イ～ヲ 同左】

【加える。】

ヰ 「同左」

【力】

【同左】

タ 「加える。」

- (3) 回胴式遊技機に係る用語の意味
【同左】

イ 「再遊技」とは、遊技メダル等の投入（貯留装置に係るボタンその他の装置の操作により遊技メダルを遊技の用に供することを含む。以下この表、別表第5、別表第6及び別表第7において同じ。）をすることによらずに行うことができる遊技をいう。

【ロ～ヲ 同左】

ワ 「設定変更装置」とは、設定を切り替える装置で、遊技機に備えられたボタン、レバーその他の装置の操作により作動するものをいう。

【(4)・(5) 同左】

別表第3 不正な改造その他の変更を防止するための遊技機の構造に係る技術上の規格（第6条関係）

【(1)・(2) 同左】

- (3) その他の規格

【イ～ハ 同左】

ニ 主基板に装着される貸し出された遊技メダル等又は入賞により獲得された遊技メダル等を受け皿に送出するためのロム及びリードライトメモリーの総数は、すべての主基板を通じてそれぞれ1個を超えるものではないこと。

【ホ～ヌ 同左】

別表第 4 ばちんこ遊技機に係る技術上の規格 (第 6 条関係)

(1) 性能に関する規格

イ [略]

ロ 遊技球の獲得に係る遊技機の性能に関する規格は、次のとおりとする。

[イ・ロ 略]

ⅴ 設定ごとに、遊技球の試射試験を 1 時間行つた場合において、獲得する遊技球の総数が発射させた遊技球の総数の 3 分の 1 を超え、かつ、2.2 倍に満たないものであること。

ⅵ 設定ごとに、遊技球の試射試験を 4 時間行つた場合において、獲得する遊技球の総数が発射させた遊技球の総数の 5 分の 2 を超え、かつ、1.5 倍に満たないものであること。

ⅷ 設定ごとに、遊技球の試射試験を 10 時間行つた場合において、獲得する遊技球の総数が発射させた遊技球の総数の 2 分の 1 を超え、かつ、3 分の 4 に満たないものであること。

ⅸ 設定ごとに、遊技球の試射試験を 10 時間行つた場合において、獲得する遊技球の数のうち役物の作動によるものの割合が 7 割 (役物が連続して作動する場合における当該役物の作動によるものの割合にあつては、6 割) を超えるものでないこと。

[ⅸ～ホ 略]

へ 特別電動役物、条件装置及び特別図柄表示装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

[イ～チ 略]

ⅴ 役物連続作動装置の 1 回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数の合計が N 回、特別電動役物に係る最大入賞数の最大値が R、1 個の遊技球が大入賞口に入賞した場合に獲得する遊技球の数の最大値が S である場合において、作動確率 M につき、次の関係が成立するものであること。

$$M \times N \times R \times S \leq 10$$

[ⅷ～カ 略]

ト 役物連続作動装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

[イ～ロ 略]

ⅵ 役物連続作動装置の 1 回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数の合計は、10 回を超えるものでないこと。

ⅷ [略]

ⅸ 役物連続作動装置の 1 回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数が変動するばちんこ遊技機にあつては、次の式により得られる連続して作動する回数の期待値について、ⅸ(ロ)に規定する関係が成立するものであること。

$$N = \sum_{i=2}^{10} (i \times Q_i)$$

ただし

$$\sum_{i=2}^{10} Q_i = 1$$

N は、役物連続作動装置の 1 回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数の期待値

Q_i は、特別電動役物が i 回連続して作動する確率の値

別表第 4 ばちんこ遊技機に係る技術上の規格 (第 6 条関係)

(1) 性能に関する規格

イ [同左]

ロ [同左]

[イ・ロ 同左]

ⅴ 遊技球の試射試験を 1 時間行つた場合において、獲得する遊技球の総数が発射させた遊技球の総数の 3 倍 に満たないものであること。

[加える。]

ⅵ 遊技球の試射試験を 10 時間行つた場合において、獲得する遊技球の総数が発射させた遊技球の総数の 2 分の 1 を超え、かつ、2 倍 に満たないものであること。

ⅷ 遊技球の試射試験を 10 時間行つた場合において、獲得する遊技球の数のうち役物の作動によるものの割合が 7 割 (役物が連続して作動する場合における当該役物の作動によるものの割合にあつては、6 割) を超えるものでないこと。

[ⅸ～ホ 同左]

へ [同左]

[イ～チ 同左]

ⅴ 役物連続作動装置の 1 回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数の合計が N 回、特別電動役物に係る最大入賞数の最大値が R、1 個の遊技球が大入賞口に入賞した場合に獲得する遊技球の数の最大値が S である場合において、作動確率 M につき、次の関係が成立するものであること。

$$M \times N \times R \times S \leq 12$$

[ⅷ～カ 同左]

ト [同左]

[イ～ロ 同左]

ⅵ 役物連続作動装置の 1 回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数の合計は、16 回を超えるものでないこと。

ⅷ [同左]

ⅸ 役物連続作動装置の 1 回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数が変動するばちんこ遊技機にあつては、次の式により得られる連続して作動する回数の期待値について、ⅸ(ロ)に規定する関係が成立するものであること。

$$N = \sum_{i=2}^{16} (i \times Q_i)$$

ただし

$$\sum_{i=2}^{16} Q_i = 1$$

N は、役物連続作動装置の 1 回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数の期待値

Q_i は、特別電動役物が i 回連続して作動する確率の値

(ト) 設定ごとに作動確率の値が複数定められているばらんど遊技機にあつては、その個数はそれぞれ2を超えるものでないこと。この場合において、次の式により得られる作動確率の期待値について、へ(リ)に規定する関係が成立するものであること。

$$M = \frac{P + 1}{\frac{P}{MH} + \frac{1}{ML}}$$

Mは、作動確率の期待値

MHは、作動確率の値のうち高いもの

MLは、作動確率の値のうち低いもの

Pは、作動確率の値が高い場合における役物連続作動装置の作動の開始が連続して生じる回数の期待値

(チ) (ト)に規定するばらんど遊技機にあつては、作動確率の値のうち高いものの低いものに對する比率が10倍を超えるものでなく、かつ、当該比率が設定ことに異なるものでないこと。

(リ) [略]

チ 遊技球数表示装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 遊技者が記録された遊技球の数を示す信号を自由に送信することができる性能を有するものであること。

(ロ) 遊技者が直接操作する場合のほか、記録された遊技球の数を減ずることができないものであること。

(ハ) 記録された遊技球の数を示す信号を遊技球等貸出装置接続端子板を介さずに送信することができないものであること。

リ イからチまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。

[イ～(ト) 略]

ニ (イ) 設定の数は、6を超えるものでないこと。

(2) 構造に関する規格

[イ～リ 略]

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、構造に関する次の基準に適合するものであること。

[イ・(ロ) 略]

(ハ) 設定変更装置は、遊技者が操作することができない構造を有するものであること。

(3) [略]

別表第5 回胴式遊技機に係る技術上の規格 (第6条関係)

(1) 性能に関する規格

イ [略]

ロ 遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に関する規格は、次のとおりとする。

[イ～(ニ) 略]

(ホ) 設定ごと及び規定数ごとに、回胴回転装置を作動させた後、回転するすべての回胴につき、任意の順序により、任意の時間に回転停止装置を作動させる試験を400回行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の3分の1を超え、かつ、2.2倍に満たないものであること。

(ヘ) 設定ごと及び規定数ごとに、内部抽せんを行い、条件装置が作動した場合には当該条件装置に係る図柄の組合せが表示され、当該図柄の組合せにより獲得することができる遊技メダル等の最大数が獲得されることとしたシミュレーション試験を400回行つた場合において、獲得することとなる遊技メダル等の総数が、投入をしたこととなる遊技メダル等の総数の2.2倍に満たないものであること。

(ト) 作動確率の値が複数定められているばらんど遊技機にあつては、その個数は2を超えるものでないこと。この場合において、次の式により得られる作動確率の期待値について、へ(リ)に規定する関係が成立するものであること。

$$M = \frac{P + 1}{\frac{P}{MH} + \frac{1}{ML}}$$

Mは、作動確率の期待値

MHは、作動確率の値のうち高いもの

MLは、作動確率の値のうち低いもの

Pは、作動確率の値が高い場合における役物連続作動装置の作動の開始が連続して生じる回数の期待値

(チ) (ト)に規定するばらんど遊技機にあつては、作動確率の値のうち高いものが低いものの10倍を超えるものでないこと。

(リ) [同左]

[加える。]

チ イからトまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。

[イ～(ト) 同左]

[加える。]

(2) 構造に関する規格

[イ～リ 同左]

ヌ イ [同左]

[イ・(ロ) 同左]

[加える。]

(3) [同左]

別表第5 回胴式遊技機に係る技術上の規格 (第6条関係)

(1) 性能に関する規格

イ [同左]

ロ [同左]

[イ～(ニ) 同左]

(ホ) 設定ごと及び規定数ごとに、回胴回転装置を作動させた後、回転するすべての回胴につき、任意の順序により、任意の時間に回転停止装置を作動させる試験を400回行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の3倍に満たないものであること。

(ヘ) 設定ごと及び規定数ごとに、内部抽せんを行い、条件装置が作動した場合には当該条件装置に係る図柄の組合せが表示され、当該図柄の組合せにより獲得することができる遊技メダル等の最大数が獲得されることとしたシミュレーション試験を400回行つた場合において、獲得することとなる遊技メダル等の総数が、投入をしたこととなる遊技メダル等の総数の3倍に満たないものであること。

- (ト) 設定ごと及び規定数ごとに、(ホ)に規定する試験を1,600回行った場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の5分の2を超え、かつ、1.5倍に満たないものであること。
- (チ) 設定ごと及び規定数ごとに、(ヘ)に規定するシミュレーション試験を1,600回行った場合において、獲得することとなる遊技メダル等の総数が、投入をしたこととなる遊技メダル等の総数の1.5倍に満たないものであること。
- (リ) 設定ごと及び規定数ごとに、(ホ)に規定する試験を6,000回行った場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の2分の1を超え、かつ、1.26倍に満たないものであること。
- (ニ) 設定ごと及び規定数ごとに、(ヘ)に規定するシミュレーション試験を6,000回行った場合において、獲得することとなる遊技メダル等の総数が、投入をしたこととなる遊技メダル等の総数の1.26倍に満たないものであること。
- (ル) 設定ごと及び規定数ごとに、(ホ)に規定する試験を17,500回行った場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の5分の3を超え、かつ、1.15倍に満たないものであること。
- (ロ) 設定ごと及び規定数ごとに、(ヘ)に規定するシミュレーション試験を17,500回行った場合において、獲得することとなる遊技メダル等の総数が、投入をしたこととなる遊技メダル等の総数の1.15倍に満たないものであること。
- (ヲ) [略]
- (カ) [略]
- (ク) [略]
- (ケ) [略]
- (コ) [略]
- (サ) [略]
- (セ) [略]
- (ハ) [略]
- ト 役物連続作動装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。
- (イ) [略]
- (ホ) 第1種特別役物に係る役物連続作動装置が作動することとなる図柄の組合せの数は、その作動中に獲得される遊技メダル等の数が、遊技メダルにあつては225枚を、遊技球にあつては1,125個を、それぞれ超えない遊技機にあつては、すべての図柄の組合せの数の1,500分の2を超えるものでないこと。
- (ヘ) [略]
- (ヲ) 第1種特別役物に係る1の役物連続作動装置は、その作動中に、遊技メダルにあつては285枚を、遊技球にあつては1,425個を、それぞれ超えない数のうちからあらかじめ定められた1の数を超える遊技メダル等が獲得されたときは、その作動を終了するものであること。
- (ワ) 第2種特別役物に係る1の役物連続作動装置は、その作動中に、普通役物若しくは第1種特別役物の作動に係る条件装置が作動したとき又は遊技メダルにあつては153枚を、遊技球にあつては765個を、それぞれ超えない数のうちからあらかじめ定められた1の数を超える遊技メダル等が獲得されたときは、その作動を終了するものであること。
- チ [略]

- [加える。]
- [加える。]
- (ト) 設定ごと及び規定数ごとに、(ホ)に規定する試験を6,000回行った場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の1.5倍に満たないものであること。
- (チ) 設定ごと及び規定数ごとに、(ヘ)に規定するシミュレーション試験を6,000回行った場合において、獲得することとなる遊技メダル等の総数が、投入をしたこととなる遊技メダル等の総数の1.5倍に満たないものであること。
- (リ) 設定ごと及び規定数ごとに、(ホ)に規定する試験を17,500回行った場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の20分の11を超え、かつ、1.2倍に満たないものであること。
- (ニ) 設定ごと及び規定数ごとに、(ヘ)に規定するシミュレーション試験を17,500回行った場合において、獲得することとなる遊技メダル等の総数が、投入をしたこととなる遊技メダル等の総数の1.2倍に満たないものであること。
- (ル) [同左]
- (カ) [同左]
- (ク) [同左]
- (ケ) [同左]
- (コ) [同左]
- (サ) [同左]
- (セ) [同左]
- (ハ) [同左]
- ト [同左]
- (イ) [同左]
- (ホ) 第1種特別役物に係る役物連続作動装置が作動することとなる図柄の組合せの数は、その作動中に獲得される遊技メダル等の数が、遊技メダルにあつては360枚を、遊技球にあつては1,800個を、それぞれ超えない遊技機にあつては、すべての図柄の組合せの数の1,500分の2を超えるものでないこと。
- (ヘ) [同左]
- (ヲ) 第1種特別役物に係る1の役物連続作動装置は、その作動中に、遊技メダルにあつては465枚を、遊技球にあつては2,325個を、それぞれ超えない数のうちからあらかじめ定められた1の数を超える遊技メダル等が獲得されたときは、その作動を終了するものであること。
- (ワ) 第2種特別役物に係る1の役物連続作動装置は、その作動中に、普通役物若しくは第1種特別役物の作動に係る条件装置が作動したとき又は遊技メダルにあつては253枚を、遊技球にあつては1,265個を、それぞれ超えない数のうちからあらかじめ定められた1の数を超える遊技メダル等が獲得されたときは、その作動を終了するものであること。
- チ [同左]

リ 遊技メダル数表示装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。 （イ）遊技者が記録された遊技メダルの数を示す信号を自由に送信することができる性能を有するものであること。 （ロ）遊技者が直接操作する場合のほか、記録された遊技メダルの数を減ずることができるものであること。 （ハ）記録された遊技メダルの数を示す信号を遊技球等貸出装置接続端子板を介さずに送信することができないものであること。 ヌ イからリまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。 ニ [イ～ハ] 略 [2]・(3) 略 別表第 6 アレンジボール遊技機に係る技術上の規格（第 6 条関係） (1) 性能に関する規格 イ・ロ 略 ハ 遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に関する規格は、次のとおりとする。 [イ・ロ] 略	[加える。] リ イからチまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。 ニ [イ～ハ] 同左] [2]・(3) 同左] 別表第 6 アレンジボール遊技機に係る技術上の規格（第 6 条関係） (1) 性能に関する規格 イ・ロ 同左] ハ 同左] [イ・ロ] 同左] [イ・ロ] 同左]
（ホ）遊技球の試射試験を 1 時間行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の 3 分の 1 を超え、かつ、<u>2.2 倍</u>に満たないものであること。 （イ） [略] （ロ） [略] （ハ） [略] ニ～チ 略] リ 遊技メダル数表示装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。 （イ）遊技者が記録された遊技メダルの数を示す信号を自由に送信することができる性能を有するものであること。 （ロ）遊技者が直接操作する場合のほか、記録された遊技メダルの数を減ずることができるものであること。 （ハ）記録された遊技メダルの数を示す信号を遊技球等貸出装置接続端子板を介さずに送信することができないものであること。 ヌ イからリまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。 ニ [イ～ハ] 略] [2]・(3) 略] 別表第 7 じやん球遊技機に係る技術上の規格（第 6 条関係） (1) 性能に関する規格 イ・ロ 略] ハ 遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に関する規格は、次のとおりとする。 [イ・ロ] 略]	（ホ） [同左] （イ） [同左] （ロ） [同左] （ハ） [同左] ニ～チ 同左] [加える。] （イ） 遊技球の試射試験を 1 時間行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の <u>3 倍</u>に満たないものであること。 [加える。] （イ） 遊技球の試射試験を 10 時間行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の 2 分の 1 を超え、かつ、<u>2 倍</u>に満たないものであること。 [加える。]

(イ) 遊技球の試射試験を10時間以上行った場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の2分の1を超え、かつ、<u>3分の4</u>に満たないものであること。 〔二〕～〔八〕 略 〔二〕～〔チ〕 略 リ 遊技メダル数表示装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。 〔イ〕 遊技者が記録された遊技メダルの数を示す信号を自由に送信することができる性能を有するものであること。 〔ロ〕 遊技者が直接操作する場合のほか、記録された遊技メダルの数を減ずることができないものであること。 〔ハ〕 記録された遊技メダルの数を示す信号を遊技球等貸出装置接続端子板を介さずに送信することができないものであること。 ヌ イからリまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。 〔イ〕～〔チ〕 略 〔二〕・〔三〕 略	(イ) 遊技球の試射試験を10時間以上行った場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の2分の1を超え、かつ、<u>2倍</u>に満たないものであること。 〔二〕～〔八〕 同左 〔二〕～〔チ〕 同左 〔二〕～〔チ〕 同左 リ イからチまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。 〔イ〕～〔チ〕 同左 〔二〕・〔三〕 同左
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年二月一日から施行する。

(許可に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の許可申請書を都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出している者に対する法第三条第一項の許可（以下単に「許可」という。）に関する法第四条第四項の基準については、なお従前の例による。

(遊技機の変更の承認に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現に施行規則第十九条第一項の変更承認申請書を公安委員会に提出している者に対する法第二十条第十項で準用する法第九条第一項の承認（以下単に「承認」という。）に関する法第四条第四項の基準については、なお従前の例による。

(遊技機の規制に関する経過措置)

4 この規則の施行前にされた許可又は承認の申請に係る遊技機（法第二十条第二項の認定（以下単に「認定」という。）を受けたもの又は同条第四項の検定（以下単に「検定」という。）を受けた型式に属するものに限る。）に関する同条第一項の基準については、当該認定を受けた日又は当該検定の遊技機規則第九条第一項の規定による公示の日（以下単に「公示の日」という。）から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

(遊技機の認定に関する経過措置)

5 次の各号に掲げる遊技機の認定に関する法第二十条第一項の基準については、なお従前の例による。

一 この規則の施行の際現に公安委員会に提出されている遊技機規則第一条第一項の認定申請書に係る遊技機

二 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公安委員会に提出された遊技機規則第一条第一項の認定申請書に係る遊技機でこの規則の施行前に遊技機規則第十三条の遊技機試験を受けたもの

三 この規則の施行の際現に法第二十条第五項の指定試験機関に提出されている遊技機規則第十四条第一項の遊技機試験申請書に係る遊技機

(遊技機の型式の検定に関する経過措置)

6 次の各号に掲げる遊技機の型式に関する法第二十条第三項の技術上の規格については、なお従前の例による。

一 この規則の施行の際現に公安委員会に提出されている遊技機規則第七条第一項の検定申請書に係る型式

二 施行日以後に公安委員会に提出された遊技機規則第七条第一項の検定申請書に係る型式でこの規則の施行前に遊技機規則第十三条の型式試験を受けたもの

三 この規則の施行の際現に法第二十条第五項の指定試験機関に提出されている遊技機規則第十五条第一項の型式試験申請書に係る型式

(施行日以後にされた許可の申請等に関する経過措置)

7 この規則の施行前に認定を受けた遊技機若しくは検定を受けた型式に属する遊技機又は附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第一項の基準に従ってされた認定を受けた遊技機若しくは前項の規定によりなお従前の例によることとされた同条第三項の技術上の規格に従ってされた検定を受けた型式に属する遊技機に係る法第五条第一項の許可申請書を施行日以後に公安委員会に提出した者に対する許可に関する法第四条第四項の基準については、次の各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

一 この規則の施行前に認定を受けた遊技機若しくは検定を受けた型式に属する遊技機又は附則第五項第一号の遊技機若しくは前項第一号の型式に属する遊技機 認定を受けた日又は検定の公示の日

二 附則第五項第二号の遊技機又は前項第二号の型式に属する遊技機 施行日

三 附則第五項第三号の遊技機又は前項第三号の型式に属する遊技機 遊技機規則第十四条第三項又は第十五条第四項の書類の交付の日

- 8 前項に規定する遊技機に係る施行規則第十九条第一項の変更承認申請書を施行日以後に公安委員会に提出した者に対する承認に関する法第四条第四項の基準については、前項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。
- 9 附則第七項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた法第四条第四項の基準に従ってされた許可又は承認に係る遊技機に関する法第二十条第一項の基準については、附則第七項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。
(認定及び検定の効力に関する経過措置)
- 10 附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第一項の基準に従ってされた認定又は附則第六項の規定によりなお従前の例によることとされた同条第三項の技術上の規格に従ってされた検定は、附則第七項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なおその効力を有する。
(許可の取消し等に関する経過措置)
- 11 この規則の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に係るこの規則の施行後における許可の取消し、停止その他の処分については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
- 12 この規則の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

○総務省告示第二百八十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号第50の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百七号（二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月四日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後				改 正 前			
周波数帯		不要発射の強度の許容値		周波数帯		不要発射の強度の許容値	
【略】	一六〇MHzを超え一七〇MHz以下	【略】	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値。ただし、陸上移動局又は携帯局の送信装置にあっては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下の値	【同上】	【同上】	【同上】	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値。ただし、陸上移動局の送信装置にあっては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下の値
【略】	二〇七・五MHzを超え二一五MHz以下	【略】	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が三・二マイクロワット以下の値。ただし、陸上移動局又は携帯局の送信装置にあっては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下の値	【同上】	【同上】	【同上】	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が三・二マイクロワット以下の値。ただし、陸上移動局の送信装置にあっては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下の値

備考 表中の「」の記載は注記である。